平成２８年（フ）第３９号
長崎県佐世保市針尾東町2404番地　西海橋コラソンホテル管理棟203、前住所長崎県佐世保市大岳台町25番３号　コーポラス中村103号室
債務者　松尾　章三
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月１日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第４１号
長崎県佐世保市日野町2049番地４　103号室、前住所長崎県佐世保市鹿子前町320番地１
債務者　岩崎由喜子
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月１日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第６５２号
横浜市戸塚区汲沢４丁目18番14号
債務者　上原　　康
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６５５号
神奈川県大和市上草柳７丁目９番８号　マインダンケ101
債務者　田中　亜哉
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月１日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第２５３号
山梨県南アルプス市藤田2544番地
破産者　甲信測量設計株式会社
1　決定年月日　平成28年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１１００号
千葉県船橋市西船５丁目16番６号　第３幸和ハイツ202号
破産者　王子　　仁（旧姓高篠）
1　決定年月日　平成28年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１８８号
千葉県浦安市富士見３丁目23番５－203号　コートドリビエール
破産者　岩本　高秀
1　決定年月日　平成28年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１２１６号
千葉市美浜区高浜１丁目14番７棟411号
破産者　中井　啓裕
1　決定年月日　平成28年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２０９６号
札幌市清田区清田343－47
破産者　株式会社日生建設
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２１０号
群馬県伊勢崎市馬見塚町1054番地２
破産者　株式会社オオタケ
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１２５７号
さいたま市見沼区大字風渡野684番地２
破産者　有限会社テクノリーフ
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第７５９号
千葉市花見川区幕張町６丁目87番地３
破産者　松永　佳子
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７９９号
千葉県市川市稲荷木３丁目12番３号
破産者　有限会社森和建設
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１８４号
千葉県船橋市習志野台１丁目11番２－302号、開始決定時の住所千葉県船橋市大穴北２丁目11番３号
破産者　加川　　茂
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１２３４号
千葉県浦安市高洲５丁目２番１－1321号　ラディアンコースト新浦安
破産者　岩田　孝雄
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１２３５号
東京都台東区寿４丁目16番６号
破産者　株式会社東京スタンプ
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２３２７号
富山市赤田697番地１ソフィアコバヤシＣ室
破産者　株式会社ハウスコーポレーション
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４２０号
川崎市麻生区千代ケ丘７丁目23番地４ヒルズＤＥＮＢＥＲ104
破産者　有限会社勝豊石材工業
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第６６６号
川崎市多摩区中野島６丁目29番４－106号
破産者　株式会社ワイ・ユー
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１６号
長野県南佐久郡佐久穂町大字平林59番地
破産者　有限会社日向ブロック
1　決定年月日　平成28年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部